

独占価格の法則に関する一試論

仙 田 久 仁 男

1. は し が き
2. 法則的価格の存在条件
3. マルクス絶対地代論の概要
 - i) 絶対地代の成立機構
 - ii) 地代規定における考え方と展開方法
4. 独占価格の法則
 - i) 独占価格の成立機構，農産物価格との同一性
 - ii) 独占価格の量的規定，「独占的超過利潤」の源泉
5. む す び

1. は し が き

独占価格，すなわち独占資本が生産する商品の価格の理論的研究において，じゅうらい議論されている論点の一つに次の問題がある。——独占価格には動揺する市場価格の中心をなすものとしての法則的価格¹⁾，たとえば，生産価格のような内容をもつ価格が存在するか否か。そしてもしそのような価格があるとすれば，それはどのような機構をもって成立すると考えるのか。さらに独占利潤として実現される価値の源泉問題もふくめて，価格の大きさは理論的にどの水準になると定式化できるか，換言すると，独占価格の量的規定はなにか。

私は独占価格にも上記の意味での法則的価格が問えるし，理論的にその量的規定が与えうると考える。というのは，私はこの場合には，マルクスが絶対地代の法則（地代の成立機構，地代の源泉，そしてそれを支払う農産物価格の法則）を研究したさいに採った考え方と展開方法とが基本的に適用できると考えるからに

ほかならない。そのあたりの詳しい開陳、これが小論の課題である。

こうした考え方にたつて得る結論は、これまでの諸説とはかなりちがったものになる。私がそれら既成の諸見解に賛成しえなかった理由についても、明らかにしておきたい。

注1) あまり使用されてはいない言葉かもしれないが、ここでは動揺する市場価格と区別する意味でこの言葉を用いたい。

2. 法則的価格の存在条件

すでに述べたように、われわれが問題にしているのは、「それ自身は、……それをめぐって日々の市場価格が動き、またそれに日々の市場価格が一定期間中に平均化される中心である¹⁾」という法則的価格である。こうした価格が独占価格にあるか否かを問う場合、その判断は何にもとめられるべきであろうか。まず、この点からとりあげることにしたい。

これについては、マルクスが利子率の大きさを研究したときに書いた次の文章が重要である。

「資本が商品として現象するのは、利子と本来的利潤への利潤の分割が、商品の市場価格とまったく同様に需要供給により、つまり競争によって調整されるかぎりにおいてである。だがここでは、類似と同じように区別も明確にあらわれる。需要と供給とが一致すれば、商品の市場価格は生産価格と一致する。すなわち商品の価格は、その場合には、資本制的生産の内在的諸法則によって規制されるもの、競争とは係わりないもの、として現象する。けだし、需要と供給との諸動揺は市場価格の生産価格からの背離以外には何も説明しないが、これらの動揺は相互に相殺され、したがって、一定の長期間についてみれば平均市場価格は生産価格に等しいからである。需要供給が一致すれば、これらの力は作用しなくなり、止揚しあうのであって、その場合には、価格規定の一般的法則が個々の場合の法則としてもあらわれる。その場合には市場価格が、すでにその直接的定在において、——諸市場価格の運動の平均としてばかりでなく、——〔資本制的〕生産様式そのものの内在的諸法則によって規制される生産価格と一致する。労賃の場合にも同様である。需要と供給とが一致すれば、それらの作用はやむのであって、労賃は労働力の価値に等しい。だが貨幣資本の利子については異なる。この場合には競争が法

則からの諸背離を規定するのではなくて、競争によって与えられる法則以外には何らの分割法則も実存しない、というわけは、……利子歩合の『自然』率なるものは実存しないからである。……競争が諸背離および諸動揺を規定するにとどまらぬ場合、つまりそれらの相互作用的諸力の均衡により総じて一切の規定が止揚される場合には、規定されるべきものは、絶対的に無法則的で恣意的なものである。²⁾」

この文章は、法則的価格がある場合とない場合との違いを述べているが、われわれの問題意識にそって解釈すれば、以下のようなだろう。——一般に現象をそのまま受けとるかぎり、商品の価格を決定するのは買い手と売り手との競争、つまり需要と供給との関係と思われる。しかしここに法則的価格がある場合にはそれは単に現象であって、本質はこれとはちがっている。生産価格あるいは労働力の価格といった法則的価格についていえば、これらの額は決して競争が決定するものではない。そうではなくて、これらの大きさは本質的には競争とは関係のない「資本制的生産の内在的諸法則」によって決定されるものである。そして現象的にあらわれる競争の価格決定とは、ただ法則的価格から乖離した価格の決定、すなわち法則的価格をめぐって日々動揺する市場価格の決定にすぎないのである。このように、法則的価格がある場合には現象と本質とがただちには一致せず、二つの価格規定者のこうした段階的な関係の把握が必要である。これに対して、利子率のように法則的価格がない場合は、そのような配慮はいらない。ここでは競争以外には価格の規定者はないのであって、その意味でははじめから現象がそく本質に一致しているといえるのである。かくして、ある商品の価格に関し、それに法則的価格があるか否かの問題は、つまるところそこでは競争とはかかわりのない「資本制的生産の内在的諸法則」が価格の規定者として作用しているか否かの問題に帰着する。もし作用していれば、それによって決定される価格こそがもとめる法則的価格にほかならない。——

これで明らかなように、独占価格に法則的価格があるか否かの判断は、この視点においてなされるべきである。すなわち、独占価格の決定に「資本制的生産の内在的諸法則」が関与しておれば、ここに法則的価格の存在が主張でき、その定式化を可能とするし、そうでなければ、したがって競争だけが独占価格を規定し

ているのであれば、ここには法則的価格はないということになるのである。

この問題については、さらに次の二点に言及しておかねばならない。その第一は、これまでの行論から当然に導かれることであるが、独占価格の法則を追求するためには、その理論上の手続きとして、当該独占商品の市場における需要供給の一致という仮定をおかねばならないという点である。既述のように、需要供給関係すなわち競争もまた商品の価格決定に一役をになっている。それゆえに、その影響が存在している状態を議論にとりあげたのでは、法則的価格がない場合とはかく、ある場合は、われわれは本質的なものとは異なる内容を現象面にみて、それを考察の対象とすることになり、本質たる「資本制的生産の内在的諸法則」と法則的価格との把握はできなくなってしまう。それを避けるには、競争の影響をとり除き、本質部分がそのまま見られる状態が研究の対象にされなければならない。逆にいえば、「資本制的生産の内在的諸法則」および法則的価格の発見と定式化は、競争の影響がないときのみ正確になしうるのである。この意味において、競争の捨象、したがって商品の需要供給一致という仮定をおくことは、理論展開にとって不可欠の手続きである。

「資本制的生産の現実の内在的諸法則は、明かに需要と供給との相互作用からは説明されない(……)。けだし、これらの法則は、需要と供給とが作用しなくなるとき、すなわち一致するときのみ、純粋に現実化されて現象するからである。需要と供給とは事実上では決して一致せず、また仮りに一致しても、その一致は偶然であり、したがって科学的にはゼロとすべきであり、生じないものと看なすべきである。しかるに経済学で需要供給が一致すると想定されるのは何故か？ 現象を、合則的な・概念に照応する・姿態において考察するため、すなわち現象を、需要供給の運動によってもたらされる仮象から独立させて考察するためである。」

第二は、たびたび口にしてきた「資本制的生産の内在的諸法則」についてである。これはどのようなものをいうのかといえは、さきに引用したマルクスの文章にも示されているが、具体的には価値の分割法則をさしている。価値の分割法則とは、価値の分割にさいして、各可除部分の大きさを規定する法則のことをいう。すなわち、資本制生産において一定額の価値が二つないし三つに分割され、これ

にかかわる生産諸手段の所有者がそれらを取得するというとき、その各部分の大きさが恣意的・無規律ではなくていつも特定の額に定まるとすれば、ここには価値の分割法則が働いているということになる。たとえば——すぐあとであらためてふれるので、いまは立ち入らないが——マルクスによれば、資本制社会で新たに生産された価値は、その後、労賃、利潤、地代へと分割・転形をとげるわけだが、この場合にはこの法則が存在している。労賃、利潤、地代は賃労働者、資本家、土地所有者がそれぞれ取得するのであるが、それらの額は社会全体の価値額のなかでその可除部分の大きさがはっきり定められているとマルクスはみているのである。こうした内容をもつのが価値の分割法則であり、しかして当面の「資本制的生産の内在的諸法則」である。

生産諸手段の各所有者によるそうした可除部分の取得というものは、資本制生産においては、いずれの場合も自らの商品の販売をとおして、すなわち諸商品の価格形成をとおして遂行される事柄である。したがってその大きさが定まっているということは、とりもなおさず諸商品の価格が定まっている、法則性をもっているということに等しい。「資本制的生産の内在的諸法則」が規定する価格が法則的価格になるというのはこのことである。

これまでの論点をまとめると、こうである。独占価格に法則的価格を問うとしたら、まず当該独占商品の市場における需要供給一致の仮定をおき、この場合、独占商品の生産者に社会全体の価値額のなかからある定まった価値額が分割・分与される必然的な関係（価値の分割法則）があるかどうかをみきわめる。そしてもしあれば、ここに法則的価格の存在が主張できるし、同時にその額を確定することをとおして、法則的価格の大きさを理論的に把握することが可能となる。以上である。

注1) マルクス『資本論』，長谷部文雄訳，青木書店，第三部上，269頁。

2) 同 上，505～6頁，傍点——引用者。

3) 同 上，283頁。

3. マルクス絶対地代論の概要

冒頭で示したように、私は、独占価格の研究にはマルクスの絶対地代論が参考になると考えている。その理由は後章にゆずるとして、ここではその準備的考察の意味で、マルクスの絶対地代規定をみておくことにしたい。¹⁾

i) 絶対地代の成立機構

絶対地代が生れる原因は、土地所有の独占、すなわち土地という農業部門には不可欠の生産手段が社会の一部の人によってのみ所有され、他の構成員である資本家（生産手段としての土地が問題になっているので、このようにいうことはさしつかえない）においては所有されていないことを基礎に、資本家が土地を使用しようとするれば、土地所有者の方がそれを無償では許さないというところにある。

「借地農業者は地代を支払わなければ自分の資本を普通の利潤で増殖しようという事情は、土地所有者にとっては、自分の土地を借地農業者に無償で貸しつけ、この事業友達にたいし無償信用を与えるほど慈善的である理由では決してない。²⁾」

資本家は土地所有者への地代の支払いを拒否することはできない。なぜなら、もし拒否すれば、土地所有者は土地を資本家に貸さないのであるから、農産物の生産はいっさいおこなわれなくなり、そのことは社会の存続を不可能にするからである。結局、個々の資本家の問題ではなく、社会全体の問題として地代の支払いには応じざるをえないのであって、農業資本家は地代を支払って社会に必要な農産物量を生産するに足りるだけの土地面積を土地所有者から借りることになるわけである。このように、「土地所有の経済的利用」³⁾、すなわち、土地という一生産手段を独占的に所有している者が、まさにその生産手段の独占的所有ということを経済的取得につなげることで、これをとおして発生するのが絶対地代である。以上が絶対地代の成立機構である。

この点については、とくにこの場合の土地所有者の行動に関して、しばしば誤解されているところがあるのでさらに付言しておきたい。たとえば、次のような見解が散見される。⁴⁾土地所有者が地代を取得するのは、彼がみずから土地の供給量を社会の必要量より意識的に減少させることによって、つまり農産物の供給量

をその社会的な需要量より人為的に減らすことによって、それゆえに農産物商品の市場条件をつねに売る側に有利にたもつことによってである、と。これは誤りである。たしかに、地代部分が確保されるためには、農産物の価格は他商品のそれよりも高く決ることが必要である。しかし、これは決して土地所有者がわざと市場における農産物の需給均衡をこわして、故意に供給を少なくして農産物価格を高くつり上げているということではない。そうではなくて、すでに上にも述べたように、社会に必要な農産物の量はきちんと生産・供給されていて、したがって土地も社会的に必要な量だけは過不足なく供給されていて、そのなかでなおかつ土地所有者は農産物の価格を他商品よりも高くおしあげて地代部分を確保しているのである。くりかえすと、土地の需要供給一致、それゆえに農産物の需要供給一致という事態のもとでなお農産物価格を他商品よりも高くならしめ、地代部分をつくりだしている。これがこの場合の土地所有者の行動である。

上記の見解が誤りであるのは、以下の諸点において明らかである。第一は、この見解は一生産部門の生産物の恒常的な供給不足を主張しているのであるが、それは社会が維持されるためにはいつも社会全体として適正な労働配分が達成されていないからならないという法則に反するという点である。社会がなりたってゆくためには、社会形態のいかんを問わず共通なことだが、どの生産部門においても、その需要量に対応した供給がなされている状態（需要供給の一致）になければならない。すなわち、社会の総労働が各部門に必要な量ずつ適正に分配されている状態になければならない。これは常識である。マルクスはいつている。

「どの国民も、もし一年とは言わず数週間でも労働をやめれば、死んでしまうであろう、ということは子供でもわかることです。また、いろいろな欲望量に対応する諸生産物の量が社会的総労働のいろいろな量的に規定された量を必要とするということも、やはり子供でもわかることです。このような、一定の割合での社会的労働の分割の必要は、けっして社会的生産の特定の形態によって廃棄されうるものではなくて、ただその現象様式を変えうるだけだ、ということは自明です。自然法則はけっして廃棄されうるものではありません。⁵⁾」

農産物の恒常的供給不足をいう上記の見解は、この「自然法則」に反するのである。もちろん、理論上で、社会が維持されるためには諸生産物の需要供給はつねに一致していなければならないといっても、現実には必ずしもそうはなっていない。むしろ、逆に不一致であるのが普通であろう。だからその観点からすると、あるいは、理論の上で諸生産物の需要供給一致を主張しようとしまいと、現実と同じことだからどちらでもかわらないと思われるかもしれない。だが、それはちがう。諸生産物の需要供給一致が正常とみる立場においては、たまたま発生している不一致の状態は、必ず需要供給一致へ回帰してくるとみる点で、それは需要供給一致の範囲内のものである。ところが、需要供給不一致が常態とみる立場では、不一致はそのままの状態でも永久に一致にはいたらないものである。そうであれば、この立場は明らかに「自然法則」とは対立している。誤りである所以である。

第二は、この見解はそれ自体、経済面での合理性を欠いた内容になっているという点である。土地所有者も「経済人」であるならば、彼の価値取得を大きくするためには、なるべく多くの土地を貸し出すことにつとめるはずである。土地は所有しているだけでは何の価値取得にもつながらないのであるから。しかし、この見解ではそれに反して、あえて土地の供給制限を主張しているのである。つまり自ら価値取得の減少を主張しているのである。これは矛盾でなければならない。地代の発生はすでに前提されていて、一部の土地の供給制限が他の土地の地代を増加させ、全体として地代額が増大するというのならわかるが、まだ地代の成立が前提になっていないいまの段階では、それはおかしいのである。

第三は、この見解は、はじめから農産物価格について、その法則的価格を追求する姿勢を放棄してしまっているという点である。前章でみたように、法則的価格の有無をたしかめるためには、まずその理論的前提として、商品の市場における需要供給一致という仮定をおかねばならない。だが、はじめから農産物の供給制限を主張するこの考え方では、これは果しえない。農産物の需要供給不均衡を柱とする立論に、農産物の需要供給一致の仮定はおけないのである。つまり、

当初からこの見解は、存在するかもしれない農産物の法則的価格の把握，したがって「資本制的生産の内在的諸法則」の把握をこころみようとする姿勢にはないのである。とすれば、そこで展開される議論の限界はもはや論ずべくもない。

このように、絶対地代の発生を土地所有者の土地供給制限から説明する見解は、いろいろな面において成立しがたいものである。かくて再度明確にしておけば、絶対地代は、土地もそこで生産される農産物も社会が需要するだけのものはきちんと供給されているなかで、したがって土地の需要供給一致、農産物の需要供給一致というなかで、なおかつ土地所有者が土地所有を経済的に利用することによって、つまり無償では土地を資本家に貸さないということをとおして発生させる地代である、ということである。

ii) 地代規定における考え方と展開方法

マルクスの絶対地代規定の結論は、要約すれば以下になる。すなわち、絶対地代は前にみた土地所有の独占と、もう一つ、農業部門における資本構成の相対的低位性とを条件に成立し、その場合、地代を支払う農産物価格は生産価格より高い農産物価値水準に決定されることをもって、地代の額は農産物価値と生産価格との差額に定まる、と。

この規定で重要な点は、地代の大きさを理論的に明確に固定額として与えていること、そして、それを支払う農産物価格についてもはっきりとその額を確定していることである。地代は一見すると、土地所有者と借地農業資本家との競争だけが決定するもののようにみえる。いいかえると、競争が地代額の唯一の規定者のようにうけとれる。もしそういう認識にたつならば、地代額は競争の状態いかんでどのような大きさにでもなりえ、これに一義的な額をみつけることはほんらい不可能なことになる。それを支払う農産物の価格についても、やはり動搖的でこの大きさを理論的に確定することはできないことになる。しかしマルクスはそうではなくて、これらの額を理論的に一義的に決定している。農産物の価格に関していえば、法則的価格の存在を主張している。

それは、彼においては地代額の決定については、次のような判断、すなわち、

これには競争という表面上の事柄とは別に先にみた「資本制的生産の内在的諸法則」たる価値の分割法則が関与しているという判断がなされているからにはほかならない。地代の額がどんな大きさになるかという問題は、資本制社会で新たに生産された総価値のうち、どれだけを土地所有者が分割・取得するかという問題である。そして、資本制社会で新たに生産された価値は、土地所有者の地代のほかに資本家の利潤、労働者の労賃へと分割・転形をとげるわけだが、マルクスはこれら各々の大きさは、本質的には競争とかかわりのない価値の分割法則によって定まり、しかして地代の額は固定すると考えているのである。

「不変的価値部分を度外視すれば、商品の価値は、——つまりそれが新追加労働を表示するかぎりでは、——つねに、三つの収入形態をなす三つの部分に、すなわち労賃・利潤および地代（これらのそれぞれの価値の大きさ、すなわち、これらが総価値中に占めるそれぞれの可除部分は、相異なる・独自のな……諸法則によって規定される）に分解すると語るのは正しい。⁶⁾」

地代額が定まり、同様に利潤、労賃の額も定まるのであれば、それらの価値部分を実現する農産物の価格も固定額として一義的に決定されるとみるのは当然である。農産物価格に法則的価格があるとする所以である。

こうした考え方にもとづき、各可除部分の大きさを理論的に確定してゆく過程の到達点が、農業部門の資本構成云々という条件もふくめて上記の規定である。いま少しこのあたりの事情にたち入っておこう。

最初に問題になるのは、どうしてこの場合の価値の分割においては各々の可除部分の額が定まるという法則（価値の分割法則）があるといいきれるのか、である。マルクスによれば、それはここで価値の取得にあずかる賃労働者、資本家、土地所有者という「要素」のあいだにたがいに「質的区別」があることに起因する事柄である。

「利潤率規定の本質的基礎たる剰余価値と労賃との分割にあつては、二つの全く相異なる要素である労働力と資本とが規定的に作用する。相互に限界づけあうものは二つの独立可変量の函数である。そして、それらの質的区別から、生産された価値の量的分割が生ずる。地代と利潤とへの剰余価値の分割でも同じことが生ずる。⁷⁾」

「要素」の「質的区別」とは「要素」の資本制生産にとっての重要度のちがひ、役割の軽重という意味である。最も重要な地位を占めるのは、価値の生産者としての賃労働者である。これなくしては資本家も土地所有者もありえない。まさに、賃労働者は資本制生産にとって根源的・基底的「要素」である。次に重要なのは、「ブルジョア社会のいっさいを支配する経済力⁸⁾」をもつ資本家である。これがこの社会の推進者であることを思えば、それは当然である。そして最後は、ここではほとんど積極的役割をもたなくて「この生産様式においてはまったく余計な者である」⁹⁾土地所有者である。各「要素」はこのように資本制生産においてそのもつ重要度が異なるが、このことが「要素」の「質的区別」にほかならない。

こうして、価値の取得にあずかるものがたがいに「質的区別」をもち、同列で平板な関係にあるのではなく、いわば重層的な関係にあるという事情は、価値の分割にかかわって一つの秩序を生みだす。それは価値取得における先後序列の定着化である。一定社会の一定期間に生産される価値の総量は一定であるが、これの分割・取得にあたっては、最初に資本制生産にとって最も重要な賃労働者が、ついでその次に重要な資本家が、最後にあまり重要でない土地所有者がそれをおこなうという順序が定着するのである。なぜなら、資本制生産にとって重要度のたかいものから価値取得をするということは、そういうものから優先的に自己の再生産を可能にするということであるが、それはこの生産様式の維持・存続という至上目的において不可欠の事柄であるからである。さもなければ資本制生産が持続しないのである。もしこういう序列がなくて、たとえば土地所有者が早々に社会で生産された価値の大量を分割・取得してしまつて賃労働者や資本家の取分が保障されなくなったとしたらどうであろうか。その場合は賃労働者や資本家は自らを維持できなくなり、それ以上、資本制生産を続けることは困難となろう。当然に土地所有者も存立の基盤を失うことになる。だから現実にはそういうことにはならず資本制生産が続いているという事実は、価値取得における上記の序列が必ずまられていることを意味しているのである。

さて、このような序列の存在は、各々の価値取得量を一義的な固定した大きさ

に定めることになる。その理由はこうである。他にさきかけて価値の取得をするものは、このなりゆきからして自分自身だけでその量を決定しなければならない。取得の許される量的範囲は社会全体の価値額のすべてにまでおよぶが、後続するものの取得分も考えられるべきであるから、全部というわけではなくその一部を独自の論理にもとづいて分割・取得することになる。賃労働者、資本家についてこのことが要請されるのはよいであろう。そうであれば、この場合、そこで働く論理がなんであろうと、したがって結果的にどんな量的区分が実現されようと、そうしてできあがるものは決して動搖的でないことは明らかである。なぜなら、そこには序列がある以上、先行者の取得分決定に後続者の干渉は入りこまないがゆえに、同じ条件のもとでは何度くりかえしてもいつも同じ論理が純粹に貫徹するからである。すなわち固定的である。社会で生産された価値量が一定である以上、これらの残余として与えられる土地所有者の取得分もまた固定した大きさになるわけである。マルクスが、社会で新たに生産された価値の労賃、利潤、地代とへの分割・転形について、ここに価値の分割法則の存在を主張した根拠はこのようなものである。

次に問題になるのは、では、こうした分割法則の存在を前提に各可除部分の大きさを理論的に明らかにしていく過程は、どうして農業部門の低位資本構成を条件にして地代を農産物価値と生産価格との差額と確定し、したがってまたそれを支払う農産物価格をその価値水準と規定するにいたるか、である。

それは、これまでのことをそのまま理論上に反映させれば得られる事柄である。既述のように、社会全体の価値から最初に自己の取得分を分割するのは賃労働者である（労賃の決定）。その額は労働力の価値に等しい。労働力の価値は一定社会の一定時代には固定した大きさであり、ここに独自の論理で定まる額である。それがまず全体から控除される。残りが剰余価値である。次にそこから価値の取得をおこなうのは資本家である。資本家の価値取得の論理は、資本の論理すなわちできるだけ多くの価値を分割・取得するということである。したがってその論理からすれば、資本家はこの剰余価値の全部を利潤として取得するということに

なる。このようにして資本家の取得分も明確にきまってくる。諸資本家間ではこれを各々の出資額に比例して分けあうのだが、その結果である平均利潤額（率）も具体的に定まってくる。¹⁰⁾

さてそうすると、最後に価値の取得をおこなう土地所有者の取得分（地代）がみあたらない。この部分の捻出に、いったん分割しおえた労賃、利潤からもう一度徴収するなど考えることほど不合理なことはないであろう。もしそれをしようとするれば、ではどれだけずつ徴収するかについて何も根拠はないのだから、そのことはせっかく確定したそれらの額を無法則に攪乱することになり、価値の分割法則をみないことにつらなるからである。とすれば考えられる唯一のことは、実は、賃労働者、資本家が取得した価値のほかに、なおまだどこかに余分の価値があったとみることだけである。非農業部門にはこの可能性はない。というのは、非農業部門においては仮に多くの価値生産があったとしても、それを資本家の利潤に転化させないでおくどんな力もみあたらないし、また万一そのことができたとしても、その部分を自分に直接対立していない土地所有者に支払う理由はないからである。したがって、つまるところこの可能性は農業部門にこそとめられなければならない。そして農業部門にはそれがある。まず価値生産の点からいうと——マルクスの展開では生産価格論以来、各生産部門の価値生産量の多寡はもっぱら資本の有機的構成にのみ依存させてあるのでこうなるが——農業部門の資本構成は社会的平均より低く、それゆえに価値の生産量は平均より多いということがいえる。換言すると、農産物の価値は、不変資本部分およびすでにその額が定まっている賃労働者の労賃とここにたずさわる資本家の平均利潤との合計すなわち生産価格をそこから控除してもなお余りがある大きさであるといえる。それに加えて、農業部門にはその余分な価値部分を資本家の利潤には転化させない土地所有の力がある。だからその余分な部分がここで実現されれば、土地所有者の取得分が確保されることになる。すなわち、農産物の価格は、地代部分を保障するために生産価格より高いその価値水準にならねばならない必然性が生ずるのである。農産物の価格が生産価格より高いその価値水準に定まり、地代は農産物

価値と生産価格との差額になると規定されるにいたる理由はこれである。

このようにして、地代もすでに確定された労賃、利潤の額をこわすことなく一義的・固定的に把握される。価値の分割法則の理論的な定式化であり、また絶対地代規定の完成である。

こうして得られた規定に考察を加えておこなうならば、まずこの絶対地代部分はまさしく独占が成立させたものである。なぜなら、ひとまず農業資本家のもとで超過利潤としてあらわれるこの価値部分は、特別剰余価値が転化したものでもなければ——どの借地農業資本家も絶対地代を支払うわけだから、発生しても一時的でありしかも一部の資本家のもとだけにすぎない特別剰余価値がここで問題になることはありえない——、商品の需要供給不均衡から生じたものでもなく——既述のように農産物の需要供給は一致しているという前提がここにはおかれている——、土地の独占的所有ということが原因になって発生したものであるからにはほかならない。くりかえすと、それは一生産手段の独占的所有者がまさにその独占的所有ということを経済的に利用することによって発生させたものであるからにはほかならない。この意味において、絶対地代は独占が生み出したものである。そして、そうならば、その価値水準に定まるという農産物の価格は、まぎれもなく独占価格である。

「絶対地代が生産価格をこえる価値の超過分全体に等しいか、それともその一部分に等しいだけであるかを問わず、農業生産物はつねに**独占価格**で売られるわけであって、それはけだし、農業生産物の価格がその価値より高いからではなく、それがその価値に等しいからであるか、または、それがその価値よりも低くはあるが、生産価格よりも高いからである。¹¹⁾」

これらの点は、小論の課題にとって重要な意味をもっている。

注1) 本章の叙述は、拙著『地代理論の諸問題』、法律文化社、1981、からの要約である。くわしくは同書の第1章、第4章を参照のこと。

2) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第三部下、1058頁。

3) 同上、896頁。

4) 代表的なものをあげれば、日高普『地代論研究』、時潮社、1962。

- 5) マルクス「クーゲルマンへの1868年7月11日付書簡」, 『マルクス=エンゲルス書簡』, 岡崎次郎訳, (2), 162頁。
- 6) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第三部下, 1202頁, 傍点——引用者。
- 7) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第三部上, 516頁, 傍点——引用者。この文章では「要素」は「労働力」, 「資本」となっているが, それらが価値の取得をするわけではないので, 正確には私が述べたようにこの場合はその所有者である賃労働者, 資本家が「要素」である。
- 8) マルクス「経済学批判への序説」, 『経済学批判』, 杉本俊郎訳, 国民文庫, 304頁。
- 9) マルクス『剰余価値学説史』, 『マルクス=エンゲルス全集』, 大内兵衛・細川嘉六監訳, 大月書店, 第26巻Ⅱ, 42頁。
- 10) 周知のように, マルクスは『資本論』では平均利潤率を22%と確定している。
- 11) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第三部下, 1075頁, 傍点——引用者。もはや贅言であるが念のためいっておけば, ここに「独占価格」とは需要が供給をこえることから生れる独占価格のことではない。マルクスはそういう独占価格のことを混合を避けるためか「本来的独占価格」とよんでいることもある(『資本論』, 前掲邦訳, 第三部下, 1077頁, 『剰余価値学説史』, 『マルクス=エンゲルス全集』, 前掲邦訳, 第26巻Ⅱ, 31頁など)が, いまはそれではない。この「独占価格」は土地所有の経済的利用が作りだした独占価格のことである。なお, 農産物価格がその価値より下まわることの指摘は, これは反対に供給が需要をこえたときにおこることであるが, いまは需要供給一致の前提をおいた議論をしているので考えなくてよい。

4. 独占価格の法則

i) 独占価格の成立機構, 農産物価格との同一性

資本主義の独占段階では, 多くの生産部門においてその一つ一つの生産部門内には数えられる程度のわずかの数の資本しか存在しなくなり, 各資本がそれぞれ大きな生産能力を有し, それで社会の全需要をまかなうという事態が生れる。このように成長した資本が独占資本であるが, そこで生産される商品の価格すなわち独占価格は, 通常, そうではない非独占の資本が取得する利潤をこえるそれ以上の利潤を実現している。この超過利潤を通説にならって「独占的超過利潤」と呼ぶことにする。

問題は、この「独占的超過利潤」の取得はどのようにして可能になるのか、である。それと思われそうな超過利潤が生ずるいくつかの場合をとりあげて検討してみよう。

一つは、特別剰余価値が生れる場合である。だがこれはここには該当しない。というのは、特別剰余価値とは一生産部門内における諸資本のなかで、一部の資本だけがそこでの平均的水準をこえる優秀な生産方法を用いたというときにその一部の資本のみに発生するものであるが、「独占的超過利潤」は一生産部門内のすべての独占資本に発生するもので、これとは違っているからである。極端なときには、一生産部門に一資本しか存在しないこともおこりうるが、そこでの「独占的超過利潤」は特別剰余価値では説明がつかないのである。

二つは、商品の需要が供給を上まわる場合である。独占資本が意識的に商品の供給を制限すれば、その状態は生れる。一生産部門内に存在する資本の数がわずかということは、資本間の協定が結びやすく、たしかに供給を全体として少なくおさえることは可能のように思われる。しかし、こういう状態が恒常的にあるとはとうてい考えられない。供給過剰による過当競争があるときには互に供給調節をすることはあろうが、日常みられることから判断しても、ふだんほどの資本も自分の商品をなるべく多く売り市場シェアを拡げようとしているのであって、そこからは商品の恒常的な供給制限などということとはとても看取できない事柄である。それに商品の供給制限を考えることは、前章で述べたようにいくつかの理論上の困難を回避できないのであって、この点からもこの実在は否定される。かくて、「独占的超過利潤」の原因をここにもとめることはできないのである。

三つは、特定の生産手段を独占的に所有し、その所有を経済的に利用する場合である。独占資本の得る「独占的超過利潤」の発生の原因はこれである。独占資本は、既述のように一つの生産部門をわずかの数の資本で占めている。そこでは通例、多額の費用をかけた卓越した技術内容をもつ生産手段が用いられて生産がおこなわれている。これは他の資本には容易に真似のできないものである。真似のできない理由はいくつかあろう。たとえば、そのためにはあまりに多くの費用

がかかりすぎるのでできないこともあろうし、あるいは技術的に高度すぎて追隨できないためにできないこともあろう。いずれにしても、他の資本に真似ができないということは、他の資本はその生産手段を使用できないということであるが、それは言葉をかえていえば、その生産手段については独占資本が独占的に所有しているということにほかならない。ある種類の商品の生産にあたっては、一定社会の一定時期にはその生産に使用される生産手段の内容が社会的に一定のものとしてしまっている。それ以外の生産手段の内容をもってしては市場で競争しうる同じ商品をつくることはできないがゆえに、同じ商品を生産するためには必ず使用しなければならない生産手段の内容というものがある一定社会の一定時期には存在している。それを独占資本が独占的に所有してしまつて、他の資本はその使用ができない状態にあるということである。このことは、現象的には独占資本と非独占資本との間の競争の制限としてあらわれるが、そういう現象がでてくるのは、まさしく独占資本による特定の生産手段の独占的所有ということがおこっているからである。そうであれば、ここからは当然にその生産手段の所有を経済的に利用することが生れてくるであろう。生産手段の独占的所有を価値取得につなげる行動がとられるであろう。ここに「独占的超過利潤」が成立する根拠が存する。「独占的超過利潤」とはこの機構によって生れるのである。

みられるように、この機構は前章でみた絶対地代の成立機構と同じである。一方は土地という自然物が問題になっており、他方はそうではなく生産された生産手段が問題になっているという点で一方には違いがあるように見える。しかしそれは単に生産部門の特殊性による違いだけであつて、現象的なものにすぎない。その現象を除けば、一生産手段の独占的所有者がその所有の経済的利用によって超過利潤を発生させるという機構は明らかに双方に共通である。すなわち、「独占的超過利潤」と絶対地代とは同じ性質をもつたものといふ。そうであれば、独占価格と農産物価格とも同じ機構で成立するものということになる。ともに同じ性質をもつ超過利潤を実現するために他商品の価格より高くおし上げられた価格であつて、この点で二つはまったく同じものである。前章の終りのところでは、

マルクスとともに農産物価格は独占価格であることを示したが、その部分が想起されるべきである。

ii) 独占価格の量的規定、「独占的超過利潤」の源泉

これまでに述べてきたことを簡単にまとめておこう。ある商品の価格に法則的価格があるか否かの問題は、つまるところその価格の決定に「資本制的生産の内在的諸法則」いいかえると価値の分割法則が関与しているか否かということによって判断されることであった。そして、資本制生産において、新たに生産された価値の取得にあずかる賃労働者、資本家、土地所有者の間には、この生産におけるそれらの果す役割という点で軽重の差すなわち質的区別がみとめられ、そのことが価値の分割法則の実在につながるためそれぞれの取得分である労賃、利潤、地代の額は一義的・固定的に定まり、かくて労働力の価格、農産物を除く商品一般の価格、農産物の価格は法則的価格をもつものであった。農産物の価格について補足をすれば、土地所有者は資本制生産のなかではむしろ余計な存在であるため、その位置づけは賃労働者、資本家について三番目でしかありえず、このことから地代は社会の全価値のなかから労賃、利潤が控除されたその残余として定まり、その結果として農産物の価格は農産物価値水準に決定されるのであった。

さて当面の独占価格であるが、上來みてきたように、その成立機構は農産物価格と同じものである。ここからはその量的規定においても、すなわち「独占的超過利潤」の大きさ、そして独占価格の高さについても農産物価格の場合と同じに考えてよいように思われる。それにはもう一点明確にしておくべき問題がある。それは、独占資本家の「独占的超過利潤」が土地所有者の地代と同じように社会全体の価値のなかから先に労賃、利潤が控除されたその残余として与えられてよいものであること、いいかえると、独占資本家の存在は土地所有者のそれと同じく資本制生産にとってみればあまり重要でなく、賃労働者、資本家とは質的区別をもちこれらのあとに位置づけられることの確認である。

これは容易にいいうることであろう。土地所有者が資本制生産にとってあまり重要ではなくむしろ余計なものだというのは、これがなくても資本制生産は成立、

維持できるということである。この視点からみれば、独占資本家についても同断である。これなくしても資本制生産が存続することは、かつて産業資本主義の段階で経験¹⁾済みである。独占資本家が生産手段の所有を経済的に利用しないでも、したがって独占資本家は「独占的超過利潤」を得ないで非独占の資本家と同じように単に普通の利潤を得るにとどまったとしても、資本制生産の存続は相変わらず可能である。とすれば、独占資本家の存在は、土地所有者がそうであったように、賃労働者、そして一般的な意味での資本家とくらべれば、資本制生産におけるその重要度は低く、これらのあとに位置づけられるものといわなければならない。すなわち、ここには価値の取得に参加するもの間に質的区別があるのである。

このことは、この場合にも価値の分割法則が存在することを示し、労賃、利潤、「独占的超過利潤」の大きさが一義的・固定的に定まることをもって、労働力商品の価格、非独占資本の生産する商品の価格、独占資本の生産する商品の価格がそれぞれ法則的価格をもつことを意味している。私が独占価格に法則的価格の存在を主張する理由はこれである。

この認識において各可除部分を決め、「独占的超過利潤」の大きさと独占価格の水準を決定する理論展開は、絶対地代を規定したときにおこなったものと同じである。新しく生産された社会全体の価値額から労賃、利潤をこの順序で確定、控除してゆくやり方である。すでにみたことなので途中を省くと、「独占的超過利潤」は独占部門内の価値で構成される。すなわち独占商品の価値と非独占資本が得る普通の利潤額を保障するだけの価格との差額になる。そして独占価格は独占商品の価値水準に決定される。これが結論である。

ただし、この場合問題になるのは、絶対地代のときとちがって、当該独占部門の資本構成が社会的平均より低くそこでの価値生産が多いなどとはなかなかいいにくい、換言すると独占部門の価値多産が資本構成の観点からは事実として認定しにくいという点である。だが、私はこう考える。——たしかに独占部門の低資本構成はいえず、むしろその逆であろう。しかし一定期間において一定額の資本が生み出す剰余価値の量は資本構成だけが決定するものではない。ほかに剰余価

値率，資本の回転期間がこれにはかかっている。そしてこれら二つについては、いずれも価値生産量を非独占資本よりも独占資本の方が多くするような実態（剰余価値率はより高く，資本の回転期間はより短く，したがって一定期間中の回転数はより多い）が存在していると判断される。だから総合的にみれば，やはり独占部門の価値多産は認めうるのではないか。――

かくして，「独占的超過利潤」の大きさ，独占価格の水準は上記のように規定してよいと思うのである。

独占資本は強大な市場支配力をもっているとはいえ，その商品の価格を自由に作りあげ，自由に利潤を増大させるということまでできる状態にはない。独占諸資本間の価格協定もつねに限界がある。こうした限界は何よりここに示した価格法則の規制がもたらすものであろう。ここからは独占資本が国家を利用するに至る必然性が生れる。国家の力を借りてこの限界に挑もうと。

注1) レーニンの次の指摘はこのさい重要である。「帝国主義と金融資本主義は，古い資本主義のうえに立つ上部構造である。その上層を破壊するなら，古い資本主義が現れるであろう」（「ロシア共産党（ボ）第八回大会・党綱領についての報告」，『レーニン全集』，マルクス＝レーニン主義研究所訳，大月書店，第29巻，155頁）。

5. む す び

独占価格についてこれまでにあらわされた研究の多くは，独占価格の成立を独占商品の供給制限から説こうとしている――私が小論でその不都合を主張したものの――一点で，私の理解しがたいものである。たとえば，高須賀義博『現代価格体系論序説』（岩波書店，1965）は「独占価格は参入阻止価格（……）である」，「参入阻止価格の本質は供給制限に他ならぬ」（157～8頁）と述べているし，本間要一郎『競争と独占』（新評論，1974）も注釈つきではあるが，「独占的生産価格の成立は，当該部門における生産量を，競争が自由に行なわれたばあいに現われるはずの生産量よりも縮減することによって支えられているわけで，その意味では，独占的生産価格は供給制限価格である」（200頁）と述べている。

このようなことになるのは、私が思うには、これらの見解においては総じて議論が競争論にとどまり、競争——独占価格に法則的価格はないとみ、それは単に市場価格の一形態にすぎないと考えるのならそれはそれで一貫性はあるが——から法則的価格（「資本制的生産の内在的諸法則」）を説こうとしているからである²⁾。しかし、それは不可能なことである。

「競争は資本の内的諸法則を執行する（……）。競争はこれを個々の資本に対置して強制法則たらしめるが、しかしそれを発見するのではない。競争はそれを実現するのである。したがってそれを単純に競争から説明しようと欲するのは、いわば、それを理解していないことを認めることである。」³⁾

競争から法則的価格を説明しようとしても、そこで議論になりうるのはせいぜい競争の制限がある場合とない場合との比較ぐらいであり、その帰結がこれである。私が既成の諸見解に賛成できない理由である。

注1) 米田康彦「独占価格とインフレーション」、経済理論学会年報第11集『現代資本主義とインフレーション』、青木書店、1974、常盤政治『現代資本主義分析の基礎理論』、日本評論社、1979などはこの立場である。

2) この点からいえば、松石勝彦『独占資本主義の価格理論』、新評論、1972も同断である。同書は供給制限説に批判的だが、その理論構造はやはり供給制限を媒介にしないと成り立たないと思われる。

3) マルクス『経済学批判要綱』、高木幸二郎監訳、大月書店、Ⅳ、704頁。

* * *

附記 小論の概要は1982年度・土地制度史学会秋季学術大会（1982年10月、静岡大学）において報告し、そこでいくつかの批評を得た。またその報告は本年度・経済理論学会大会（1983年10月、日本福祉大学）で駒沢大学の横山正彦氏によってとりあげられ、さらに若干の論評が加えられた（横山正彦「マルクス経済学説の基本性格と、現代の理論課題」、『マルクス没後100周年 経済理論学会第31回大会報告要旨』21頁）。小論について出されたかかる諸論点の検討はまだここでは直接的にはおこなっていないが、いずれ近いうちに別稿を用意したいと思っている。